

特定施設入居者生活介護における 物件費の取扱い

2012年12月4日

介護給付費分科会介護事業経営調査委員会

一般社団法人 全国特定施設事業者協議会

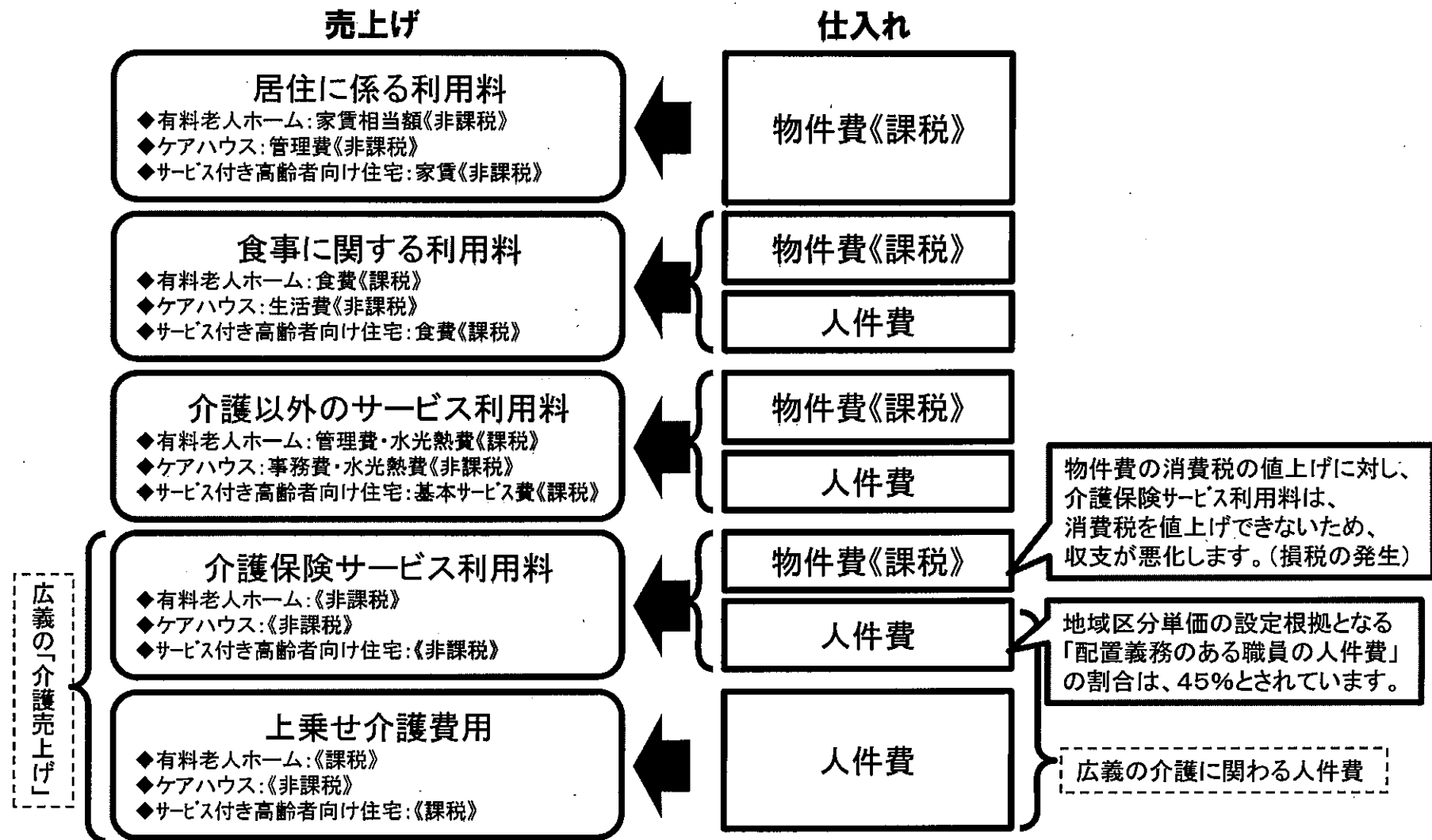
代表理事 市原 俊男

「介護サービス施設・事業所の設備投資調査」に対する意見

1. 消費税の値上げにより、事業者が高額投資を控えることが予想され、設備投資に関する調査を行うことは有益であると考えます。
2. 調査対象の客体数が、介護保険三施設と比較して、居宅サービスは少なく押さえられているが、どのような理由でしょうか。予想される回収率を踏まえて、十分な客体数を確保していただきますよう、お願いいたします。
3. 事業所ごとに回答することとなっていますが、法人本部の設備投資が軽視されるおそれがあります。一方、法人本部の設備投資を1件ずつ記載することは煩雑になります。調査票の記載方法について、考慮していただきたいと存じます。
4. 以下のような機器も想定されますので、機器分類表への追加・明記をお願いいたします。

- ・健康管理機器 : 血圧計、車いす用体重計、胃ろう・点滴・吸引付属機器
- ・緊急対応機器 : スプリンクラー(新規・交換)、緊急通報装置、ナースコール、館内放送設備
- ・省エネ関連機器 : 省エネ機器(家電の交換など)、自然エネルギー装置(太陽光発電など)

特定施設入居者生活介護事業者における消費税の取扱い



2012年度改定における物件費の取扱いを踏まえた対応

平成24年度介護報酬改定においては、介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向、介護事業者の経営状況、地域包括ケアの推進等を踏まえ、以下の改定率とする。

介護報酬改定

改定率 +1.2%

在宅 +1.0%

施設 +0.2%

(平成23年12月21日 財務大臣・厚生労働大臣合意)

介護職員処遇改善交付金を介護職員処遇改善加算に変更したことに+2.0%要したため、それ以外の部分は、-0.8%の改定率とされています。



消費税の値上げは、介護事業者の仕入れのうちの物件費の値上げと同義です。

物価の下落傾向を踏まえて2012年度介護報酬改定が行われたことを踏まえ、今回は、介護報酬の増額改定を実施していただきたいと考えます。

※仮に特定施設の人件費割合が45%であるとすれば、消費税引き上げに伴う介護報酬の増額は、 $+5\%(\text{物件費増}) \times 55\%(\text{物件費割合}) = +2.75\%$ が必要。

※特定施設の収支差率は、+3.5% (平成23年介護事業経営実態調査)

地域区分単価における人件費割合の見直し

2009年度介護報酬改定において、特定施設は地域区分単価設定上の人件費割合が45%に引き下げられました。45%を是とすれば、消費税引き上げに伴う介護報酬の増額は、+5%(物件費増)×55%(物件費割合)が必要です。全額対応することが難しければ、都市部の介護・看護職員の確保のため、**地域区分単価の設定方法における人件費割合の算定方法を、「事業所総収入に占める該当職員の人件費」から「介護収入に占める該当職員人件費」に見直していただきたいと考えます。**

2009年3月までの
特定施設入居者生活介護の
地域区分単価設定上の人件費比率
「60%」

2009年4月介護報酬改定において、
地域区分単価設定上の人件費比率を
「事業所総収入に占める該当職員の
人件費」として設定

2009年4月～
特定施設入居者生活介護の
地域区分単価設定上の人件費比率
「45%」

⇒ 都市部の介護報酬の実質的な引き下げ

2009年度介護報酬改定時資料

<介護報酬1単位当たりの単価の見直しの全体像と見直し後の単価>

<現行>

		特別区	特甲地	甲地	乙地	その他
上乗せ割合		12%	10%	6%	3%	0%
人件費割合	60%	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
	45%	10.48円	10.40円	10.24円	10.12円	10円

<見直し後>

		特別区	特甲地	甲地	乙地	その他
上乗せ割合		15%	10%	6%	5%	0%
人件費割合	70%	11.05円	10.70円	10.42円	10.35円	10円
	55%	10.83円	10.55円	10.33円	10.28円	10円
	45%	10.68円	10.45円	10.27円	10.23円	10円

2012年度介護報酬改定後

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
上乗せ割合	18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
地域区分単価	10.81円	10.68円	10.54円	10.45円	10.27円	10.14円	10円

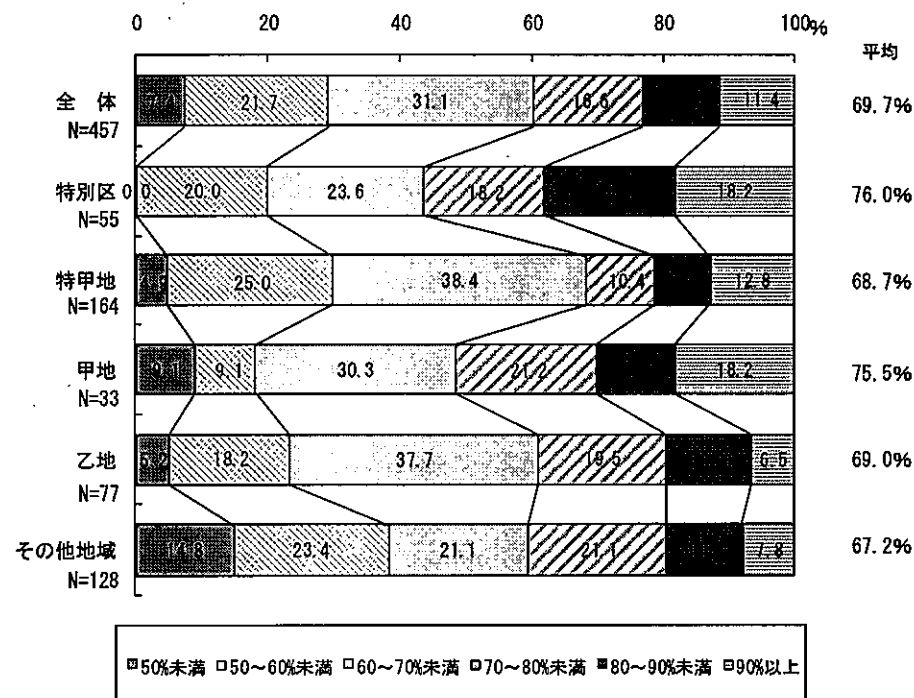
(参考) 特定施設入居者生活介護の一単位の単価の地域格差

特定施設入居者生活介護における介護収入に占める直接人件費比率は、平均69.7%となっており、2009年に設定された「45%」は、現実とかけ離れた数値となっています。

(分子は、介護関係の人件費、分母は、介護報酬＋介護職員処遇改善交付金＋上乗せ介護費用としています。)

平成22年特定施設経営概況・処遇状況等調査報告書 (2010年12月)

■ 地域区分別介護収入に占める直接人件費比率



※「介護収入に占める直接人件費比率」
＝直接人件費÷介護収入×100より算出。

※「直接人件費」は、看護師、准看護師、計画作成担当者、介護福祉士の資格を有する介護職員、介護福祉士以外の介護職員、機能訓練指導員、生活相談員の各職種における給料・賞与等の金額の合計額より算出。

※「介護収入」
以下の収入の合計額より算出。
 ①介護一時金による収入(初期償却＋月次償却)
 ②介護保険給付による収入
 ③介護職員処遇改善交付金
 ④介護保険以外の介護費用収入(上乗せ分)

(参考) 介護事業経営実態調査 (特定施設入居者生活介護)

平成23年 介護事業経営実態調査結果

19-① 特定施設入居者生活介護(予防を含む)(総括表)

		平成17年調査		平成20年調査		平成23年調査		(参考)平成22年概況調査		
		千円		千円		千円		千円		
1	I 介護事業収益	(1)介護料収入	9,408	8,680		9,807		7,327		
2		(2)保険外の利用料	20,357	7,818		6,948		11,873		
3		(3)補助金収入	-	-		91		2		
4		(4)国庫補助金等特別積立金取崩額	-	-		26		-		
5		(5)介護報酬査定減	-	-		-0		-		
6		(6)介護職員処遇改善交付金	-	-		258		52		
7	II 介護事業費用	(1)給与費	11,356	48.7%	8,041	48.7%	8,407	49.0%	6,833	35.5%
8		(2)減価償却費	1,356	7.5%	1,230	7.5%	956	5.6%	1,475	7.7%
9		(3)その他	14,971	36.0%	5,936	36.0%	6,538	38.1%	8,458	43.9%
10		うち委託費	3,249	9.6%	1,571	9.5%	1,238	7.2%	-	
11	III 介護事業外収益	(1)借入金補助金収入	-		-		51		0	
12	IV 介護事業外費用	(1)借入金利息	484		565		315		266	
13	V 特別損失	(1)本部費繰入	-		-		371		47	
14	収入 ①= I - I (4)+III		29,765		16,497		17,155		19,255	
15	支出 ②= II +IV +V - I (4)		28,167		15,773		16,580		17,079	
16	差引 ③=①-②		1,598	4.4%	725	4.4%	594	3.5%	2,176	11.3%
17	施設数		68		57		243		30	

※ 比率は収入に対する割合

※給与費の内訳が明らかではないので、この統計からは、
介護報酬(介護料収入+介護職員処遇改善交付金)に占める
人件費割合は算出できない。